

三重県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定に基づき、三重県における地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む三重県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(推進員の要件)

第2条 推進員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 三重県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者。
- (2) 県内に居住、勤務又は在学している者。
- (3) 年齢満18歳以上の者。
- (4) 県民等と協調・協力して活動できる者。
- (5) その他、推進員として適正と認められる者。

(委嘱)

第3条 知事は前条に掲げる者の中から推進員を委嘱する。

(任期)

第4条 委嘱年度を含めた3年度目の3月31日までとする。ただし、再委嘱することを防げない。

(委嘱の取り消し)

第5条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 第7条に規定する推進員の活動及び第10条に規定する活動報告書の提出を怠り、又は県民等に暴言、誹謗中傷を行うなど、推進員としてふさわしくない言動や行為があったと認めるとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 推進員が県外に転出したことにより、第2条第2号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 推進員からの申し出があったとき。
- (5) その他推進員として適当でないと認められるとき。

(推進員の身分)

第6条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有するものではない。

(推進員の活動)

第7条 推進員は、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、普及啓発、情報提供、助言を行い、住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

- (4) 住民に対し、省エネ型の消費行動を促して実質的に温室効果ガス排出量の削減を図る活動を行うこと。
- (5) 県、市町及び三重県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が実施する地球温暖化防止対策の推進に必要な協力をすること。
- (6) 活動を通じて得た地球温暖化防止に関する情報や事例を収集した場合には、適宜センターに情報を提供すること。
- (7) 日常生活において地球温暖化防止に関する実践行動を行うこと。
- (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に規定する地球温暖化対策地域協議会の設立及びその育成に努めること。

(身分証明書の交付等)

第8条 知事は、地球温暖化防止活動の推進に取り組む者の証として、推進員に三重県地球温暖化防止活動推進員証（以下「推進員証」という。）（第1号様式）を交付する。なお、推進員は、第4条の規定に基づく任期の満了または第5条の規定に基づく解嘱の場合には、推進員証を知事に返還しなければならない。

(身分証明証の携帯等)

第9条 推進員は、業務を遂行するときは、推進員証を携帯しなければならない。

- 2 推進員は、推進員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 推進員は、推進員証を業務遂行の場合のほかは、使用してはならない。
- 4 推進員証を紛失し、又は汚損した場合は、すみやかに知事に届け出なければならない。

(活動報告書の提出)

第10条 推進員は、活動状況を知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告に関する詳細は、別に定めるものとする。

(経費)

第11条 知事は予算の範囲内において、推進員にその活動に対する旅費等を支給する。

- 2 前項の旅費等に関する詳細は、別に定めるものとする。

(委嘱)

第12条 推進員の委嘱に関する事務は、三重県環境生活部地球温暖化対策課が行う。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関する必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 発足当初の推進員の任期は、第4条の規定に関わらず、委嘱が行われた日から平成19年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成17年2月16日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年1月26日から施行する。

ただし、第10条及び第11条第2項は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 12 月 25 日から施行する。